

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成 28 年 10 月 25 日

佐賀県収用委員会会長 江 崎 匡 慶

- 1 起業者の名称 佐賀県
- 2 事業の種類 佐賀都市計画道路事業 3・4・16 号城内線
- 3 裁決手続開始の決定事項

(1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在：佐賀市本庄町大字本庄字一本谷

地番	地目		地積 (m <sup>2</sup> )		決定した土地の 区域の地積 (m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測	
1240 番 5	宅地	宅地	234.00	244.65	109.36 (注)

(注) 決定した土地の区域は、当該土地の一部であり、その区域は別図の  
(収用の部分) のとおりである。(別図は省略し、その図面を佐賀県  
収用委員会に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 土地所有者の氏名及び住所

株式会社大興レジャー産業 代表取締役 淵上 順弘 福岡県久留米市  
新合川一丁目 6 番 7 号

(3) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社熊本銀行 取締役 役頭取 竹下 英	熊本県熊本市中央区水 前寺六丁目 29 番 20 号	根抵当権 平成 5 年 11 月 16 日 受付第 15761 号
株式会社福岡銀行 取締役 役頭取 柴戸 隆成	福岡県福岡市中央区天 神二丁目 13 番 1 号	根抵当権 平成 22 年 3 月 15 日 受付第 5584 号
九州電力株式会社 代表 取締役社長 瓜生 道明	福岡県福岡市中央区渡 辺通二丁目 1 番 82 号	土地賃借権者兼物件 所有者
末永 茂利	佐賀市本庄町大字本庄 1240 番地 8	土地使用借権者兼物 件所有者

4 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 28 年 10 月 11 日